

# 転嫁拒否等の行為の是正

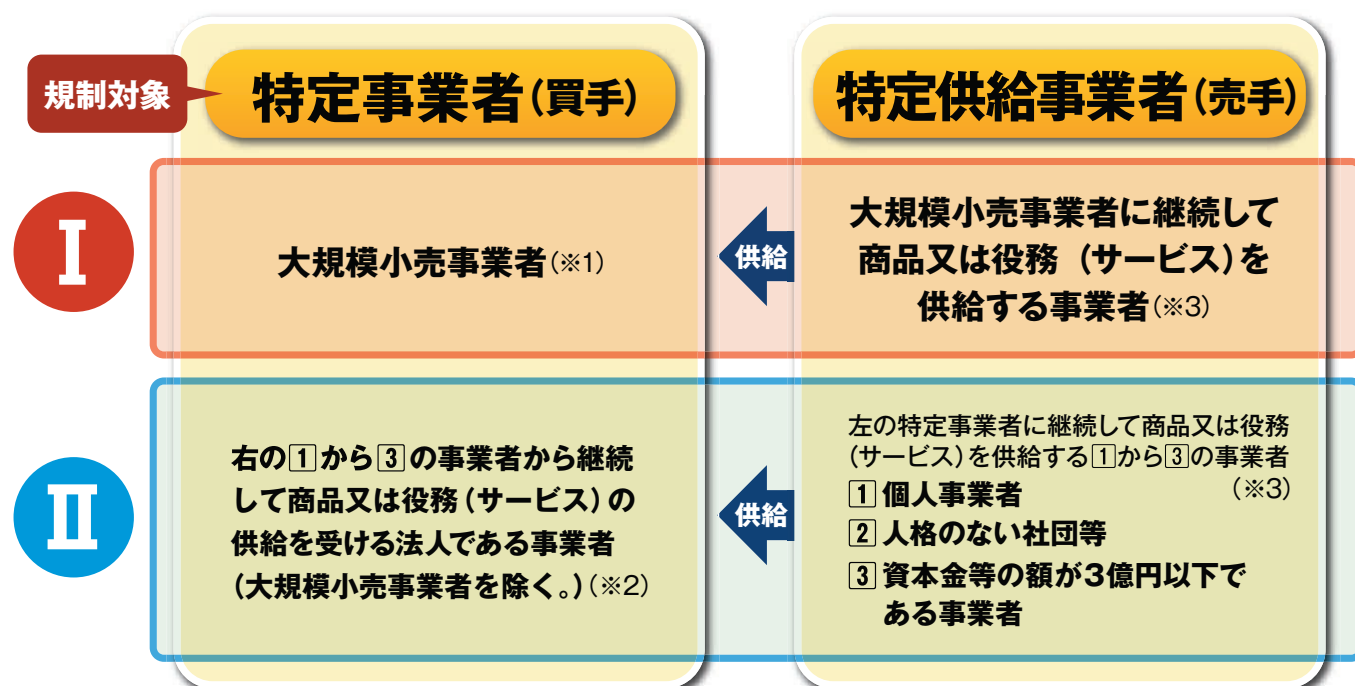
消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者へ製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはなりません。

消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています（平成25年10月1日から令和3年3月31日までの措置）。令和元年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行っています。

## ▶ 規制対象となる消費税の転嫁拒否等の行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品または役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

## 特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※1) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

(※2) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当し規制対象となります。

(※3) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当します。

## ▶ 消費税の転嫁拒否等の禁止行為

①減額、②買ったたき、③商品購入、役務（サービス）利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、⑤報復行為

## POINT

# 1 減額

**特定事業者は、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。**

### 〈具体例〉

- ▶リベートを増額する又は新たに提供しよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う方法

**【以下のような場合には、減額とはなりません】**

### 〈具体例〉

- ▶商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



## POINT

# 2 買ったたき

**特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。**

### 〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めている場合（いわゆる内税取引の場合）に、①そのことを理由として、又は②取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として、対価を据え置く場合
- ▶安売りセールを実施することを理由に、大量発注などにより特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶消費税の免税事業者であることを理由に、合理的な理由がないにもかかわらず、消費税率引上げ分を上乗せせず対価を定める場合
- ▶標準税率が適用される商品を購入する取引先に対して、自己の供給する商品が軽減税率の対象品目であることを理由として、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合



**【注】**「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

**【以下のような場合には、買ったたきとはなりません】**

### 〈具体例〉

- ▶大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

## POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってははいけません。

### 〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、
  - 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
  - 協賛金を要請する場合
  - 取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ▶取引先に対し、消費税率の引上げに対応した受発注システム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- ▶自社の費用負担を明確にすることなく、取引先に対し、消費税率の引上げに対応した値札の変更や値札の付け替え作業を要請する場合



## POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格<sup>(※)</sup>での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※) 消費税を含まない価格

### 〈具体例〉

- ▶本体価格での交渉の申し出があった際に、それを拒否する場合
- ▶特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



## POINT ⑤ 報復行為

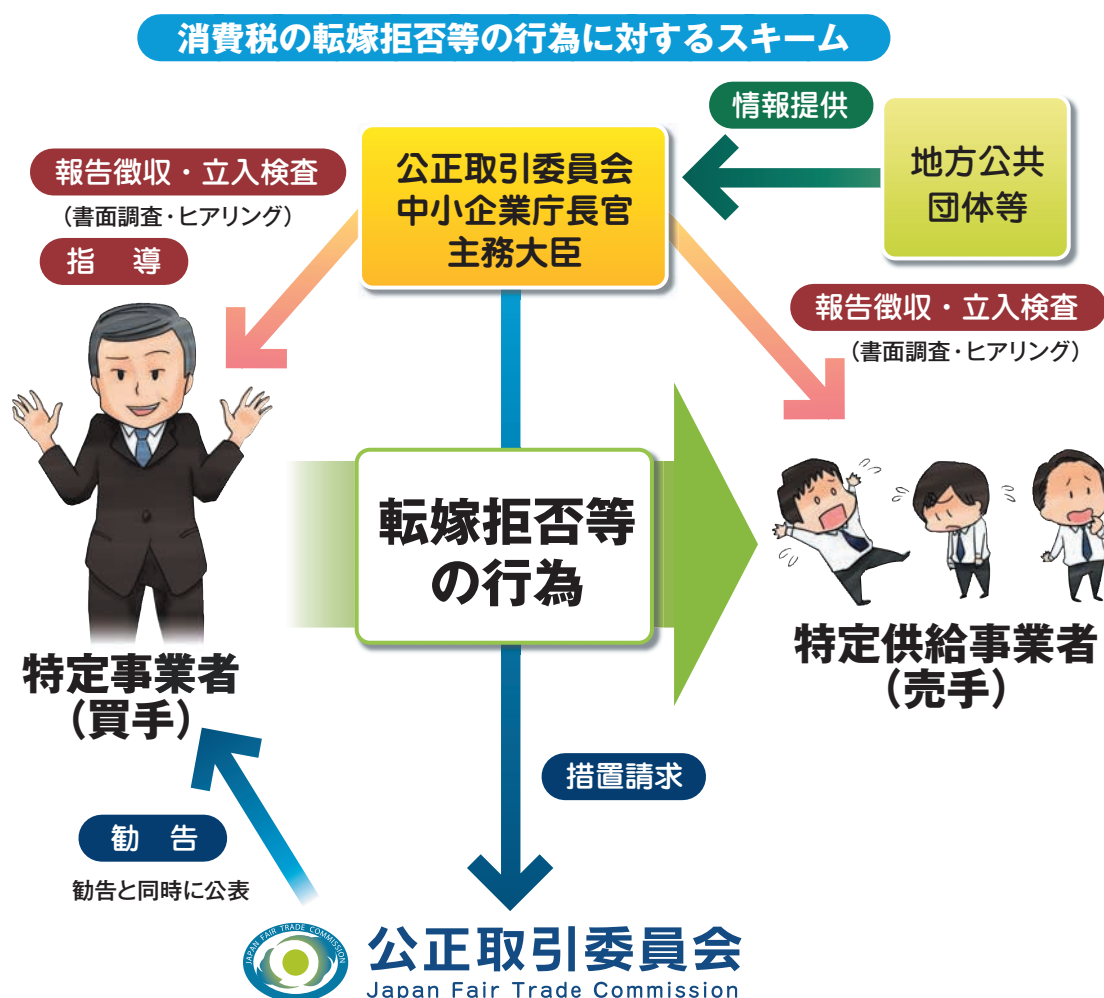
特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってははいけません。

# 消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、職員に立入検査を行わせたりします。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。  
なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。

(注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。



# 平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率（8%）の対象品目

|             |                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <b>飲食物品</b> | 飲食物品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。<br>外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。 |
| <b>新聞</b>   | 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。          |

## 《軽減税率の対象となる飲食物品の範囲》



|        |                                      |                                                        |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 全ての事業者 | 飲食物品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方            | 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。 |
|        | 飲食物品の売上げがなくても、飲食物品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方 | 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。             |
|        | 免税事業者の方                              | 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。                |

## 免税事業者の方へ



〈平成31年4月〉国税庁

## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

| 総勘定元帳（仕入） |    |   |                |     |           |
|-----------|----|---|----------------|-----|-----------|
| XX年       | 月  | 日 | 摘要             | 税区分 | 借方<br>(円) |
| 11        | 30 |   | △△商事㈱ 11月分 日用品 | 10% | 88,000    |
| 11        | 30 |   | △△商事㈱ 11月分 食料品 | 8%  | 43,200    |
| ②         |    |   | ① ③            |     | ④         |

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

|                    |         |          |            |
|--------------------|---------|----------|------------|
| 請求書                |         |          | ①<br>△△商事㈱ |
| △△〇〇製中             |         |          |            |
| 平成XX年11月30日        |         |          |            |
| 11月分 131,200円（税込み） |         |          |            |
| 日付                 | 品名      | 金額       |            |
| 11/1               | 魚 ※     | 5,400円   |            |
| 11/1               | 牛肉 ※    | 10,800円  |            |
| 11/2               | お弁当 -A- | 2,200円   |            |
| ...                | ...     | ...      |            |
| 合計                 |         | 131,200円 |            |
| 10%対象              |         | 88,000   |            |
| 8%対象               |         | 43,200   |            |
| ※は軽減税率対象品目         |         |          |            |

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0120-398-111（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）（又は 0570-030-456）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の  
「▷その他のバナー一覧」  
をクリック

こちらを  
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから  
特設サイトへ

